c　a(n)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

d　「６　従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

⑵⑺　［略］

⑵⑻　事業の内容

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告（当該事業年度に係る定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（この届出書を当該定時株主総会前に提出する場合にあっては、当該定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）に限る。以下同じ。）に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第120条第１項第１号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

b　［略］

⑵⑼　株式等の状況

a　第二号様式記載上の注意⑶⑻から⑷⑵（ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）まで、⑷⑷及び⑷⑸に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⑷⑵ａ中「最近５年間」とあるのは、「最近２年間」と読み替えるものとする。

b　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第119条第３号及び第４号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑵⑽　［略］

⑵⑾　従業員の状況

［ａ～ｄ　略］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［略］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［略］

⑵⑺　［同左］

⑵⑻　［同左］

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

b　［同左］

⑵⑼　［同左］

第二号様式記載上の注意⑶⑻から⑷⑸までに準じて記載すること。

⑵⑽　［同左］

⑵⑾　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［同左］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［同左］